

岩手県告示第310号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、基本測量を実施する旨国土地理院長から次のとおり通知があった。

令和7年5月13日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 基本測量を実施する地域 二戸市、九戸郡軽米町及び二戸郡一戸町の一部
- 2 基本測量を実施する期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- 3 実施する基本測量の種類 数値地図25000（土地条件）の作成